

○「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>4 <u>規則第4条に規定する重要な会計方針の注記については、次の点に留意する。</u></p> <p>1 <u>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の2の1の取扱いは、規則第4条に規定する注記について準用する。この場合には、財務諸表等規則ガイドライン8の2の1中「財務諸表の」とあるのは「中間財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「中間財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>会計方針には、例えば以下が含まれるものとする。</u></p> <p>(1) <u>資産の評価基準及び評価方法</u> (2) <u>固定資産の減価償却の方法</u> (3) <u>引当金の計上基準</u> (4) <u>収益及び費用の計上基準</u> (5) <u>外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</u> (6) <u>ヘッジ会計の方法</u> (7) <u>中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</u> (8) <u>その他中間財務諸表作成のための重要な事項</u></p> <p>3 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の取扱いは、2の(1)から(8)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合には、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3中「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の2-1から8の2-10までの取扱いは、規則第4条に規定する事項について準用する。 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>5の23 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第5条の23に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「中間財務諸表の」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>5の23-2 <u>規則第5条の23第2項に規定する重要な変動が認められない場合に該当するかどうかは、5の23において準用する財務諸表等規則ガイドライン8の32の1に記載する目的に照らして判断するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>13-1-2 <u>財務諸表等規則ガイドライン15-12の2に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第13条第1項第</u></p>	<p>13-1-2 <u>財務諸表等規則ガイドライン15-12の2に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第13条第1項第</u></p>

2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産の科目に含めて記載することができるものとする。

2号に規定する受取手形の科目に含めて記載することができるものとする。